

## 教職員研修計画について

教職員の研修は、地方公務員法第 39 条に定めるほか、特に教育公務員については教育基本法第 9 条並びに教育公務員特例法第 21 条に、絶えず研究と修養に努めることが定められています。また、同法第 23 条及び第 24 条には、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修の実施が義務付けられています。

グローバル化、生成 AI の台頭等、社会の急速な変化や予測困難な時代が到来する中で、学習指導要領の趣旨を実現し、新しい時代の教育に対応するためには、教職員の資質能力向上を支える仕組みが不可欠です。こうした状況を踏まえ、令和 4 年 12 月に中央教育審議会において「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」が取りまとめられました。そこでは今後の方向性として、子どもたちの学び（授業観・学習観）とともに教師自身の学び（研修観）を転換し、「新たな教師の学びの姿」（個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び」）の実現が求められています。また、令和 6 年 8 月の中央教育審議会答申においても教師の働き方や学校運営体制等の環境整備を一体的に進めることで、研修や学ぶ時間を十分確保し、教師自身が学び続ける専門職であることを再確認するとともに、校内研修や授業研究等、教師同士が学び合える仕組みを組織的に充実させることが求められています。

京都府では、平成 30 年に「京都府の教員に必要な 5 つの力」を掲げるとともに、「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標（以下、「指標」という。）」が策定され、その後も「第 2 期京都府教育振興プラン」や指標の策定に関する国の指針を受け、時代や現状に合うものへと改定しています。さらに、学校教育法改正により事務職員においても主体的・積極的に校務運営に参画することが求められるようになり、資質能力の向上、人材育成の観点から令和 6 年 3 月には学校事務職員の「指標」を策定しました。

本書は、教育公務員特例法第 22 条の 4 に基づく研修計画として、教職員の主体的な資質能力の向上と京都府の教育課題解決に資することを目的に、「求められる京都府の教員像」や「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」と、それらを踏まえ京都府総合教育センターが実施する研修講座の概要を掲載しています。

各学校等における研修計画の作成にあたっては、本書を十分に踏まえ、積極的な活用をお願いします。また、京都府教職員研修システムにより、各教職員が研修履歴の確認、キャリアステージや思い描く今後のキャリアパスに応じた研修講座の選択・受講申請を行うことができます。指標に照らした計画的な受講によって、個人および組織全体の資質能力の育成に繋がるよう努めてください。